

来年は世界遺産登録20周年。次代へつなぐ取り組みを、行政・住民が一体となって！！

守る会ホームページ！！ <http://shirakawa-go.com/~ogimachi>



白川郷荻町集落の自然環境を守る会

発行 平成26年12月号

## 『売らない・貸さない・こわさない』について考えよう！！その3

ねそ10月号に続く第3弾です。これまでの定例会や組寄せで出された意見等を基に、12月の定例会で以下の様にまとめました。若干の表現上の修正はあろうかと思いますが、ほぼ同内容の文書を大寄せに提案したいと考えています。組寄せでご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 『売らない・貸さない・こわさない』確認事項（案）

1. 保存の三原則・・・住民憲章には、以下の様に記されています。

#### 2. 保存の原則

美しい荻町の自然環境を守るために、地域内の資源（合掌家屋・屋敷・農耕地・山林・立木等）については、「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則を守ろう。

2. 今なぜ三原則について考えるのか・・・私たちは、妻籠宿より教授した上記の原則を昭和46年という早い段階から取り入れ保存活動を進めてきました。それが昭和51年の重伝建の選定や平成7年の世界遺産登録につながり、現在も守り継がれる大事な約束になっています。しかし、近い将来「人口減少」「後継者不足」「空き家の増加」が大きな課題となることが予測される中、三原則の意義や精神は継承しつつも、具体的な事案については柔軟に対処していく必要が出てきました。そこで、三原則について今一度住民相互の共通理解を図る必要を感じ、以下の様に確認事項をまとめました。

3. 三原則についての確認事項・・・今後のあり方を以下の様に示します。

①保存の三原則の文言及び精神は、今後も継承していく。

②例外措置については以下の通りとし、必ず守る会に相談する。

売らない	・今まで通り厳守する。ただし、歴史的風致を保存するためにやむなく売らざるを得ない状況が生じた場合は、必ず組織（当面は守る会）に相談し、協議の上で解決を図る。
貸さない	・所有者に貸付希望がある場合の優先順位は、①荻町区内の希望者、②村内の希望者、③村外の希望者の順とする。 ・居住条件として、「 <u>伝建物が文化財であることや荻町全体が保存地区であることを理解し善良に責任を持って維持管理ができる人、火に弱い建物であり常駐して管理ができる人、地域の諸行事や出事に率先して参画し同じ住民として地域に貢献できる人</u> 」とする。 ・住居としての活用が望ましい。

こ わ さ な い	合掌家屋等の伝建物	その他一般建築物
	・完全厳守する。	・老朽化した建物をこわす場合は、跡地を緑化することを条件に認める。 ・撤去新築する場合は、ガイドラインを遵守し、既存の建物より大きくならない景観に配慮した建物を原則とする。

③相談が必要となった場合、当面は守る会が窓口となる。具体的な事案が出てきた時点で、必要に応じて特別委員会を組織する。委員は、区長・副区長・守る会の三役が、当事者、その組の伍長、近隣者、紹介者、その他必要と思われる人より人選する。なお該当する建物が伝建物の場合は、オブザーバーとして教育委員会に参加いただく。

④上記の考え方で対処できない事案が出てきた場合は、守る会や特別委員会で更なる審議を行い、世界遺産荻町集落の将来にとって最良の指針・解決方法を目指す努力をする。 [文責:和田]

## 旧寺口家の利活用！！・・・

昨年秋に屋根の葺替えを行った日本ナショナルトラスト所有の旧寺口家。守る会が管理運営のお手伝いをしていますが、空き家状態が続き、利活用が課題となっていました。この度、地域おこし協力隊として村に着任している大倉暁さんが住居およびコミュニティスペースとして、今月から試験的に活用することになりました。地域おこし協力隊は、過疎化、空き家問題、通過型観光や南部活性化など、村が抱える課題解決のため今年1月から移住をしてきた方々です。この運用については、空き合掌家屋の試験活用として、トラストの承諾及び守る会定例会で委員の同意を得ています。住むことにより清掃管理も行われ、景観保護につながります。慣れない家での越冬となりますので、近隣の皆様のご理解ご支援をよろしくお願いいたします。



[文責:和田]

[葺替え後1年経過の旧寺口家]

## ＝ 11月の活動報告 ＝

- 11月 7日 全国町並みゼミ鹿島嬉野大会（～9日 会長）
- 11月 9日 荻町一斉放水訓練
- 11月 10日 11月定例会・役員会
- 11月 11日 ねそ11月号配付
- 11月 18日 若者と語る会（企画部・若者有志）
- 11月 22日 白川郷学園地域公開日参観（役員有志）
- 11月 23日 旧寺口家雪囲い作業（合掌環境部）
- 11月 30日 センガ岩倉庫冬期入替作業（一般環境部）

### ＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

### 守る会活動スローガン ～守る・くらす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

### ☆12月の協議事項（現状変更申請に関わって）☆

日本ナショナルトラスト・・・旧寺口家落屋雨漏り一時補修

\*\*\*\*\*倉庫北側落屋半分撤去